

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月までB所在の会社C工場等で研磨作業等の粉じん作業を含む作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月以降、複数の医療機関において様々な傷病名により加療を継続していたが、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「びまん性間質性肺炎」と診断され、その後平成〇年〇月〇日、同病院に入院となり、同年〇月〇日に死亡した。死亡診断書には、直接死因「慢性呼吸不全急性増悪」、直接死因の原因「間質性肺炎」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、被災者の死因は粉じん作業によるものである旨を主張するので以下検討する。

(1) 会社が提出した被災者の健康簿を見ると、被災者は昭和○年○月から平成○年○月まで、一貫してじん肺管理区分は管理1と判定されていた。

(2) D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、諸検査結果等所見として、被災者がじん肺ではなかったことを明確に述べている。

また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、画像上も肺機能上もじん肺を疑わせる所見はないと述べた上で、被災者の肺機能には、喫煙が大きく影響していた可能性を示している。

さらに、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、会社より提出されたじん肺健診の結果がいずれも管理1であったことを指摘した上で、その点が胸部X線写真でも確認できること等を根拠に、被災者の死亡はじん肺によるものとは判断できないと述べている。

(3) 以上を踏まえると、当審査会としても、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) なお、請求人の主張につき、改めて子細に一件記録により検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。